

令和8（2026）年度  
茨城県地域交通データ更新等業務

入札説明書

令和8年10月26日

茨城県地域交通政策推進協議会

この入札説明書は、令和8年10月26日付けで公告した令和8（2026）年度茨城県地域交通データ等更新業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の執行及び契約の締結について、競争入札に参加するもの（以下「参加者」という。）及び契約締結者が遵守すべき事項を定めたものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 令和8（2026）年度茨城県地域交通データ更新等業務
- (2) 委託業務の内容 別添仕様書による。

## 2 担当事務局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県政策企画部交通政策課内  
茨城県地域交通政策推進協議会事務局  
電話 029-301-2604  
FAX 029-301-2608  
メール kosei2@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 入札に際して遵守すべき法令等

参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び入札心得（平成9年茨城県告示第1141号）を遵守しなければならない。

## 4 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をしたものを除く。）
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 契約締結日にかかわらず公告日以前の5年間に、国又は地方公共団体との業務委託契約により、路線バスに係るICカードデータの集計及び分析業務を適正に履行した実績を有すること。

## 5 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便により、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以

下「確認申請書」という。)に4(6)に係る証明書等を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年10月30日(金)午後4時まで(必着)

(2) 提出方法

持参又は書留郵便

(3) 提出先

2の担当事務局に同じ。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格確認通知書(様式第2号)により、電子メールにより令和8年11月6日(金)午後5時までに通知する。

なお、参加資格が「無」の場合は、その理由を付する。

6 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子メールにより質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和8年10月30日(金)午後4時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当事務局に同じ

ウ 方法

質問は2の担当事務局に記載のメールアカウントへ送付すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年11月6日(金)午後5時まで

イ 方法

電子メールにより回答する。

7 入札の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

入札書(様式第3号)に必要事項を記入のうえ封書にて、2の担当事務局に持参又は書留郵便により提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きするものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年11月9日(月)午前10時までに2の担当事務局へ提出すること。

なお、郵送の場合は、上記日時までに2の担当事務局に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和8年11月9日(月)午前11時

イ 場所

2の担当事務局に同じ。

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 入札の無効

本件の入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則第148条各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法等

(1) 茨城県財務規則第146条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が、12の(1)までに契約書の取り交わしをしないときは、落札者の決定を取り消すものとする。

(4) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

11 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

12 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

13 契約の内容

別紙「委託契約書（案）」のとおり。

14 その他

- (1) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 契約期間を遵守すること。
- (4) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に委託業務の実施期限の変更が生じることのないよう、作業工程等の状況を十分に検討すること。